

上場会社における有価証券報告書の総会前開示に係る取組の好事例

- 昨年6月の第3回連絡協議会にて、金融庁の今後の取組方針として、上場会社における総会前開示に係る各種施策を公表したところ。その施策の1つとして、金融庁は、意欲のある上場会社を対象とした**勉強会を立ち上げ、当局を含む関係者と共同で個別の課題解決等の検討を重ねている。**
- 本連絡協議会では、取組における課題や期待について整理されていたところ。今般、勉強会において取り上げた対応事例を中心に、株主総会3週間以上前の一体開示等を行う際の参考として、会社の取組で確認された以下の項目に係る**好事例**、及び**対応によるメリット**について取りまとめた。

I 上場会社における取組の推進

期待 全社的な取組方針に係る経営層の意思決定、及び方針に基づく社内理解が醸成されることにより、総会前開示に必要な組織横断的な体制の見直しが円滑に行われることが期待される。

課題 一方で、ボトムアップの方針決定の難しさ等について課題が指摘されていた。

II 議決権基準日の変更による株主総会の後倒し

期待 議決権基準日を期末日以降に変更することについて、現行法制上の制約はなく、総会后倒しにより総会前開示が促進されることが期待される。

課題 一方で、総会后倒しに伴う影響の検証方法等について課題が指摘されていた。

III 株主総会3週間以上前の一体開示

期待 事業報告等と一体となった有報を株主総会の3週間以上前に開示することで、企業と投資家との一層の対話の促進等が期待される。

課題 一方で、実現に向けた法的義務の充足等について課題が指摘されていた。

(注) 金融庁は令和6年12月に「[有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会](#)」を設置。

上場会社における取組の推進

- 実際の事例では、幹部の意向を明確にした上で、それらを総会前開示に係る取組の目的として位置付けることで、その後の社内外の調整を円滑に進めた対応が確認された。

企業の好事例

- 株主の議決権行使に資する情報を十分な期間をもって提供することを取組の目的として明確化。
- 幹部の意向を明確にし、組織方針として位置付けた上で関係者に説明を実施。
- 初年度は導入負担が重くなる一方で、翌年度以降は関係部署の工数削減が見込まれることを丁寧に説明し、社内の理解を醸成。
- 情報をわかりやすく適切に開示していくという企業文化を後ろ盾に、対応可能なものから段階的に必要な取組を促進。
- 総会前開示に係る決算・開示体制の見直しを奇貨として、企業としての法定・任意開示の望ましい対応を検討。
 - ⇒ IR担当部門と法定開示部門を同じ部に配置することにより、開示体制の連携を促進。

- 実際の事例では、組織横断的な実現可能性の検証作業において広範なリスクを検証し、実現に向けた課題を検討する対応が確認された。

企業の好事例

- 総会后倒しは、広範囲に影響が及ぶことを踏まえ、想定スケジュールを作成しメリット・デメリットを整理した上で、組織横断的な検討を行うことで当初の想定を超えるリスクを含めた実現可能性を検証。
 - ⇒ 総会主担当の総務部が主導する形で、経理、人事、IR担当部門等、関連部門における組織横断的な検討を実施。
- 柱となる議決権基準日等の方向性について関係部署間で合意後、法的観点については専門家に確認し実現可能性を検証。
- 配当基準日と議決権基準日が異なることにより生じる、株主名簿確定など新たな対応を要する手続を確立。
 - ⇒ 配当基準日と議決権基準日の相違による株主名簿確定作業について、四半期ごとに行っていた確定作業を活用することで追加コストを抑制。

- 実際の事例では、実現に向けた種々の課題検討に際し、印刷会社、監査法人等の関係者と前広かつ密に連携する対応が確認された。

企業の好事例

- 株主総会の3週間以上前に一体開示を行う方針については、総会后倒しとセットで行うことを事前に組織決定。
- 一体開示の実現可能性を検証するために、専門的見地を確保する観点で、前広かつ密に印刷会社、監査法人と連携。
- 実現可能性の検証においては、以下について印刷会社、監査法人、法務担当と確認作業を実施。
 - ・ 有価証券報告書と事業報告等の記載内容の差異
 - ・ 作成・開示に用いる業務システムにおける技術的懸念の有無
 - ・ 一体開示書類に係る監査スケジュール
 - ・ 一体開示における会社法、金商法上の法的義務の充足
- 印刷会社のシステムを活用し、有価証券報告書と事業報告等の記載内容・作業プロセスを共通化することで効率的な作業体制を構築。
- 記載に係る法的解釈について、当局の既存資料で確認できない点を当局への照会等^(注)で解消。

(注) 金融庁は昨年9月に総会前開示に取り組む上場企業を対象にした相談窓口を設置。

有価証券報告書の総会前開示に取り組むメリット

□ 上場会社が総会前開示に係る取組を進める中で達成し得る以下のメリットが確認された。

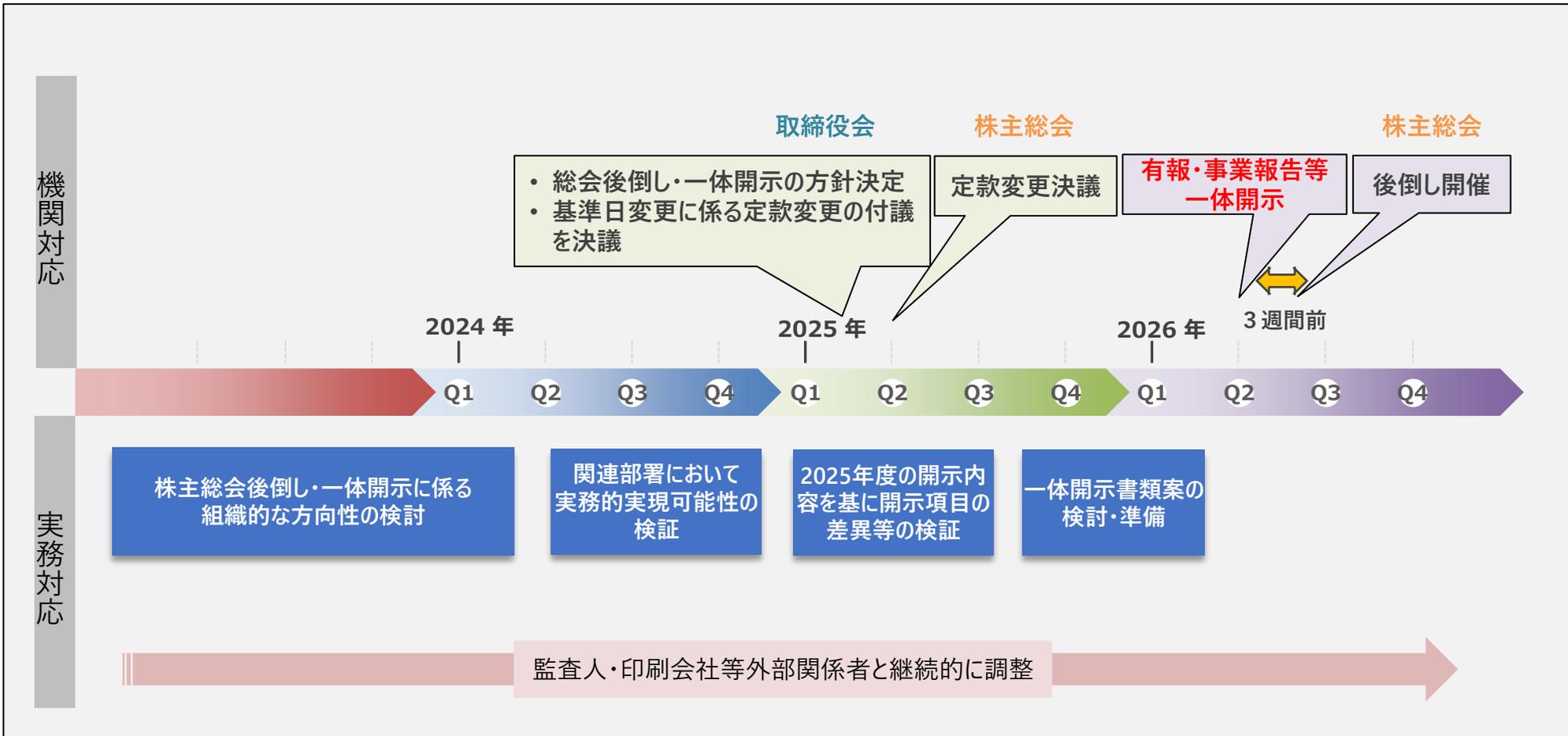
対応によるメリット

- 有価証券報告書と事業報告等とで分かれていた担当部署間の調整作業に時間を要していたが、**一体開示により作業負担が軽減**。
 - ⇒ 各担当部署が一体開示用の業務システムで直接作業することにより、**作成・確認作業の重複を排除**。
- IR担当部門と法定開示部門との連携促進により、財務情報が持つ対外的なメッセージに対する開示作成担当者の意識が向上し、開示内容を更に充実させることが可能。
- 総会后倒しにより、近年重要性が増している非財務情報を含む**開示内容全体について精査する時間の確保**が可能。
- 総会后倒しにより**開催時期の集中を回避**でき、参加株主の増加や会場手配の容易化等が可能。

一体開示に向けたスケジュール事例(3月末決算のプライム企業の事例)

【事例の企業は2024年以前に以下を実施済み】

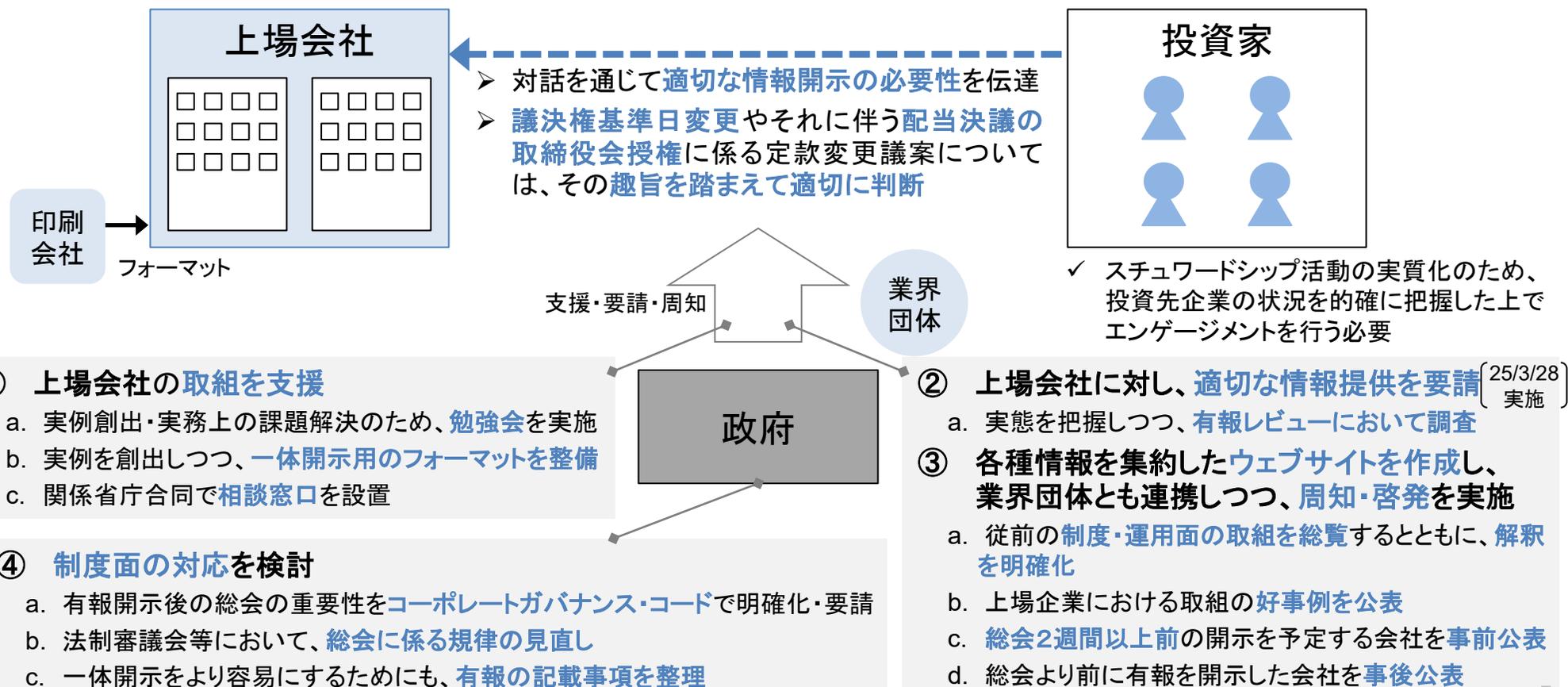
- 配当決議を取締役に授権
- 有価証券報告書を株主総会数日前に開示



※上記のスケジュールは今後の予定を含む

[参考]「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について

- 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、**一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい**。
- その実現のためには、**株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を発出し、**取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請**。
- 今後、要請を受けた**企業の対応状況を把握しつつ、総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示(有報開示後の総会)**を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。



[参考]議決権基準日等の変更及び一体開示に関する勉強会

- 有価証券報告書を定時株主総会の3週間以上前に開示するには実務上の課題が存在し、特に有価証券報告書の作成時間が問題になると考えられるところ、解決策としては、議決権基準日を変更して定時株主総会を後倒しすることや決算期を前倒しすることが考えられる。
- 議決権基準日の変更等は現行法上も可能であるが、実例は少数に留まっていることから、実務上の課題を精査し、企業の参考となる資料を作成し、引いては実例の創出につなげることを目的として、少数の上場会社を募り、実践的な勉強会を実施することとしたい。
- 勉強会においては、上場企業のみならず、当該企業に関わる監査法人、日本公認会計士協会、信託銀行、印刷会社等の実務関係者や法務省・経済産業省にも協力いただきたい。
- また、3週間以上前に有価証券報告書を開示することにより可能となる一体開示についても、企業の実務負担軽減に繋がる取組である一方で実例がないことを踏まえ、勉強会の対象とすることとしたい。

開催要領

- 開催日程(予定):
令和7年7月頃から令和7年12月頃まで
- 参加者:
議決権基準日等の変更や一体開示に意欲のある上場企業
- 開催形式:
参加する企業毎に個別で実施(非公開)
※ 参加企業が連携する機会も必要に応じて設ける。
- 実施内容
金融庁から提供する情報も参考にいただきながら、参加企業において具体的なシミュレーションを行っていただき、そこで抽出された課題等について金融庁を含む参加者において解決策を検討する。